

令和5年度 定期監査結果報告書

第1 監査の種類

定期監査

第2 監査の対象

- (1) 対象部署 全部署
- (2) 監査範囲 令和5年度上半期の財務等に関する事務執行

第3 監査の着眼点及び主な実施内容

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかの観点から、富谷市監査基準に従い監査を実施した。

なお、実施にあたっては、予め重点項目等を次のとおり設定し、事前に関係資料等の提出を求めるとともに、それぞれ課長等からその執行状況等の説明を聴取し、本市の行財政運営全般の法規性、正確性、経済性、効率性、有効性、公平性などに着眼して慎重に考察した。

- (1) 収入事務
- (2) 契約事務
- (3) 物品管理事務

第4 監査の実施場所及び日程

場所 庁舎308会議室

日程 令和5年11月1日（水）から11月14日（火）

第5 監査の結果

監査は試査によるものであり、全ての事務事業について精査できたわけではないが、対象とした事務事業については初期の目的に沿い、予算及び関係法令、条例、規則等に準拠し、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、事務処理上、軽微な注意事項等については、監査時に所管課長等に口頭で注意、改善を促しているため記載を省略しているものである。

第6 意見

納期限設定に関する規則等の整備状況について

昨年度、本監査報告において、納期限設定について統一した運用が図られるよう財務規則の見直しや規程等の整備について検討する旨の意見を発出している。今回、その後の進捗について確認したところ、財政課より先ずは年度内に各課における課題の集約を図ることとし、内容の分析後には統一した見解をまとめる旨の回答を得た。このことから、今後は、適正な納期限設定の運用が全庁的に図られることを期待する。

第5 総括

収納対策室を中心とした滞納管理事務が全庁的に浸透していることを高く評価する。当該室による日頃からの債権所管課に対する適正な事務指導をはじめ、定期的な研修の実施により担当課の債権管理に対する意識向上に努めるとともに、11月には一斉催告書を送付するなど、横断的な滞納管理事務が遂行されている。その結果、庁内全体によい影響をもたらす収納率の向上につながっている。

引き続き福祉的な配慮に留意しつつ全庁的なスキルアップに注力され、納税者や受益者負担の公平性の確保を図るべく適正な債権回収に努められたい。

備品の取扱いについては、各課備品台帳により管理がなされているが、今後は定期的に点検を実施することで、適正な備品管理に努められたい。また、今後の物品購入にあたっては、その物品は備品とすべきか若しくは消耗品等とすることが適しているかを精査の上で予算化されるよう留意願う。